

令和7年度福島県公立小・中・義務教育学校 任期付職員募集のお知らせ

～ ふくしまで 子どもの夢を あなたの夢を かなえませんか ～

令和6年11月15日
福島県教育委員会

1 「任期付職員」について

- (1) 「任期付職員」とは、福島県内の市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校で、令和7年4月1日以降3年以内の期間に、育児休業、育児短時間勤務、配偶者同行休業を行う教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員の代替並びに学校事務職員、学校栄養職員においては定数内欠員補充として勤務する職員のことです。
- (2) 採用された方の1回の任期は、職員の育児休業、育児短時間勤務又は配偶者同行休業の取得期間とし、職員の育児休業、育児短時間勤務、又は配偶者同行休業の取得状況によっては、任期が変更される場合もあります。
- (3) 学校事務職員、学校栄養職員における定数内欠員補充についても任用の最長期間は「3年」となります。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日から名簿登載された方については「令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間」となります。

2 募集する任期付職員の区分と人数

採用区分	育児休業、育児短時間勤務代替	配偶者同行休業代替	定数内欠員補充
講師（任期付）	110名程度	—	—
養護助教諭（任期付）	25名程度	—	—
学校事務職員（任期付）	20名程度	—	—
学校栄養職員（任期付）	10名程度	—	—

※ 「定数内欠員補充」とは、児童生徒数及び学級数の変動の可能性がある等の理由から正規職員を配置するのではなく補充職員を配置することです。

3 応募期間

令和6年11月19日（火）～令和7年1月10日（金）

※ 締切日1／10（金）の消印有効とします。

4 配置

勤務を希望される地区に配置します。なお、地区の実情によっては、任期付職員の職がない場合があります。

5 応募資格・要件

次の各号に掲げる全ての要件に該当する方

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当しない方
- (2) 講師（任期付）及び養護助教諭（任期付）については、教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に規定する各相当の教諭免許状を有する方(臨時免許状を除く。)
※教育職員免許法の改正により、施行日(令和4年7月1日)時点で有効な免許状(休眠状態のものを含む)は、手続きなく、有効期限のない免許状となっております。しかし、施行日前に有効期限または修了確認期限を超過して「失効」した免許状では教職に就くことができませんので、十分に注意してください。

なお、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。

- (3) **学校栄養職員(任期付)**については、栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の免許を有する方又は令和7年3月31日までに取得見込みの方
- (4) **学校事務職員(任期付)**については、高等学校若しくは特別支援学校高等部の卒業の資格を有する方又は令和7年3月31日までに卒業見込みの方
- (5) 本県の市町村立学校における**再任用制度に該当しない方**

6 提出書類

(1) 講師(任期付)、養護助教諭(任期付)

- ① 志願書・職歴(様式第1号及び第2号)
必ず写真を貼付し、正確に記入してください。
また、別紙「志願書の記入について」(説明資料2)、「職歴の記入について」(説明資料3)及び「職歴の記入例」(説明資料4)を参考に、正確に記入してください。
- ② 現在所有している教育職員免許状の表と裏の写し
※令和4年7月1日時点における教員免許状の有効状況確認のため、前回行った更新講習修了確認証明書をお持ちの方はその写しの提出をお願いします。(新規で申し込みの方のみ)
- ③ 教育職員免許状授与証明書(原本)
※免許授与権者が福島県教育委員会以外の場合

- 令和7年度に初めて福島県の臨時の任用職員又は任期付職員を希望する方が提出してください。令和6年度までに臨時の任用職員として提出している方は提出の必要はありません。
- ※ ②③について、免許状に記載されている氏名が旧姓のままの場合は、戸籍抄本を添付してください。なお、早期に申請し書換えすることをお勧めします。
- ④ 教育職員免許状取得見込証明書(様式第3号)(上記②③の提出ができる者に限る。)
○ 教育職員免許状取得見込証明書について、指定の様式で発行できない場合はこれと同等の証明ができる様式で結構です。

(2) 学校事務職員(任期付)、学校栄養職員(任期付)

- ① 志願書・職歴(様式第1号及び第2号)
上記、6(1)①と同様です。
- ② 学校事務職員(任期付)は、上記①と合わせて別紙小論文「令和7年度福島県公立小・中・義務教育学校 任期付学校事務職員 第一次選考試験」を提出してください。
なお、氏名、小論文については、必ず自筆で記入してください。
- ③ 事務職員希望者は高等学校若しくは特別支援学校高等部の卒業証書の写し、又は卒業証明書(卒業見込み証明書)、栄養職員希望者は栄養士免許状の写し、又は免許状取得見込証明書
○ 免許状に記載されている氏名が旧姓のままの場合は、戸籍抄本を添付してください。なお、早期に申請し書換えすることをお勧めします。
- 免許状取得見込証明書は、発行者が定める様式で結構です。

【留意点】 ア 全ての書類は、A4サイズの用紙をお使いください。
イ 現在勤務している学校がある場合は、電話番号を必ず記入してください。

また、至急連絡の必要が生じた場合のため、携帯電話があればその電話番号も記入してください。

ウ 後日書類の不備等があった場合に対応できるように、用紙原本と記入後のコピーを各1部ずつ手元に置いてください。

エ 書類は①～④（学校事務職員、学校栄養職員については①～③）の順に重ね、角形2号の封筒に入れて提出してください。

なお、ホッチキスやクリップ留めはしないでください。

オ 書留又は簡易書留で郵送してください。また、表に「任期付職員志願書在中」と朱書きしてください。

※ 書類不備の場合は受け付けられないことがありますので、事前に十分点検して提出してください。

※ 身体検査書（様式第4号）は、提出先の教育事務所からの連絡を待って検査を受け、提出してください。検査を受ける病院の指定はありません。

なお、令和6年度に県内の小・中・義務教育学校に勤務し、職場で健康診断を受けている場合、職員健康診断票の写しによる提出も認めます（医療機関発行の健康診断の結果通知等は除きます。）が、結核（X線）の所見について必ず記入してください。X線検査を行わなかった場合は、その理由を書いてください。また、提出期日後に健康診断を行う場合は、一旦令和5年度の写しを提出し、結果が出たらすぐに記入したものを再提出してください。

また、教員採用試験第二次選考試験を受験するため身体検査書を提出した方は、その旨を申し出してください。

7 応募方法 最寄りの教育事務所（10問合せ先参照）に、書留又は簡易書留にて郵送してください。また、表に「任期付職員志願書在中」と朱書きしてください。

※ 令和6年10月より郵便料金が改定されておりますので、十分にご確認の上、送付願います。

8 選考試験

（1）試験の内容

① 一次試験

- ・講師、養護助教諭、学校栄養職員：書類選考（総合的な選考資料として用いる）
- ・学校事務職員：書類選考（総合的な選考資料として用いる）

小論文（設定した評価基準に基づき、採点者が50点満点で採点する）

【評価の観点】課題の理解、論述の仕方、表記 等

② 二次試験

面接（設定した評価基準に基づき、面接官がA～Eの5段階で評定する）

【評価の観点】専門性、使命感、倫理観 等

（2）合格者の発表

合格者は、選考試験後、受験者に連絡します。

（3）採用候補者名簿の登載

選考試験に合格した方は、「任期付職員採用候補者名簿」に登載され、当該名簿に登載された方の中から、育児休業、育児短時間勤務、又は配偶者同行休業の取得状況、学校事務職員、学校栄養職員においては、学校の定数内欠員の状況により採用します。

なお、職員の育児休業、育児短時間勤務、配偶者同行休業の取得状況、学校の定数内欠員の状況によっては採用されない場合もあります。

- ※ 臨時の任用職員として採用される場合もあります。
- ※ 任期付職員の登録・任用は、教員採用試験の受験を妨げるものではありません。

9 採用後の任用期間等

(1) 任用期間

<育児休業者の補充者>

3年以内の期間（任命権者が定める期間）任用する。

<配偶者同行休業者の補充者>

1年を超えて3年以内の期間（任命権者が定める期間）任用する。

<学校事務職員及び栄養職員の定数欠員の補充者>

1年を超えて3年以内の期間（任命権者が定める期間）任用する。

(2) 給与

① 講師（任期付）、養護助教諭（任期付）の場合、職が「講師」又は「養護助教諭」となり、給料表は、小学校・中学校教育職給料表の「1級」が適用されます。

② 学校事務職員（任期付）の場合、職が「主事」となり、給料表は、事務職給料表の「1級」が適用されます。

③ 学校栄養職員（任期付）の場合、職が「栄養技師」となり、給料表は、医療職給料表の「1級」が適用されます。

④ 昇給は、昇給日前1年間の勤務成績に応じて行います。

⑤ 任期の定めのない常勤職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

ただし、育児短時間勤務の代替職員には、扶養手当、住居手当等は、支給されません。

⑥ 「福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例」の規定により、退職手当を支給します。

※ 令和6年4月1日現在の給料月額は、次表のとおりです。なお、学歴が次表よりも上位の場合や職歴がある場合には、その内容によって次表の月額よりも高い額に決定されます。

※ 育児短時間勤務の代替となる場合、勤務時間は次表とは異なります。また、給料月額は、その勤務時間に応じた額が支給されます。

【市町村立学校職員の任期付職員の給料月額について】

区分試験	給料月額	給料決定上の学歴	勤務時間
講師・養護助教諭	22万円程度 (経験年数等で異なります。)	大学卒	7時間45分
	20万円程度 (経験年数等で異なります。)	短大卒	7時間45分

区分試験	給料月額	給料決定上の学歴	勤務時間
学校事務職員	17万円程度 (経験年数等で異なります。)	高校卒	7時間45分
学校栄養職員	19万円程度 (経験年数等で異なります。)	短大卒	7時間45分

(3) 勤務時間・休暇

任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務時間及び休暇等については、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されます。ただし、育児休業及び配偶者同行休業の代替について、育児休業は取得できません。

(4) 福利厚生

任期付職員は、公立学校共済組合員、福島県教職員互助会会員となります。（育児短時間勤務補充の職員を除く。）

10 問合せ先

- | | | |
|---------------|-------------------|--|
| ○ 県北教育事務所 | 学校教育課 | 電話 024-521-2815
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎1階 |
| ○ 県中教育事務所 | 学校教育課 | 電話 024-935-1489
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 |
| ○ 県南教育事務所 | 学校教育課 | 電話 0248-23-1665
〒961-0971 白河市昭和町269番地 |
| ○ 会津教育事務所 | 学校教育課 | 電話 0242-29-5491
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 |
| ○ 南会津教育事務所 | 学校教育課 | 電話 0241-62-5365
〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1 |
| ○ 相双教育事務所 | 学校教育課 | 電話 0244-26-1316
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 |
| ○ いわき教育事務所 | 学校教育課 | 電話 0246-24-6216
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 |
| ○ 福島県教育庁義務教育課 | 任期付職員、臨時の任用職員採用担当 | 電話 024-521-7761
〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎3階 |

応募にあたっては、このサイトに掲載している「説明資料2～4」に従って応募してください。

このサイトに掲載しているファイルは以下のとおりです。

<説明資料>

- 1 「令和7年度福島県公立小・中・義務教育学校の臨時の任用職員、会計年度任用職員（非常勤職員）を希望する方へ」
- 2 「志願書の記入について」
- 3 「職歴の記入について」
- 4 「職歴の記入例」
- 5 「職務の級及び号給決定計算書の記入について」
- 6 「職務の級及び号給決定計算書記入例」

<提出書類>

- 様式第1号 「志願書(Excel)」、「志願書(pdf)」
様式第2号 「職歴(Excel)」、「職歴(pdf)」
様式第3号 「教育職員免許状取得見込証明書」
様式第4号 「身体検査書」 （職員健康診断票の写し可）
様式第5号 「職務の級及び号給決定計算書」（採用決定後に提出することになります）
様式第6号 「職務の級及び号給決定計算書」の記入に係るチェックリスト
（採用決定後に提出することになります）

<小論文課題>

別紙小論文 「学校事務職員（任期付）」